



医療法人 芙蓉会

総合ケアセンター

さんらく

居宅介護支援センター 芙蓉

居宅介護支援事業所とは

介護保険の在宅サービスを利用するには、要介護認定を申請し、その結果によって居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。

居宅介護支援事業所では**介護支援専門員**がご利用者の状態や希望に合わせ、日常生活を送る上で必要なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画を作成します。

また、ご利用者様のお宅を訪問し、定期的に居宅サービス計画の見直しを行います。

ご利用いただける方

●介護保険の要介護認定で「要介護」と認定された方

●その他、介護でお悩み、お困りの方

※「要支援」の方のサービスの利用などについては、お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談下さい。

営業範囲

●青森市内全域

※それ以外の地域の方は、訪問時の交通費を実費でご負担していただけます。



料金

相談料金は無料です。お気軽にご相談下さい。

営業日時

●月曜日～土曜日 / 8:30～17:00

●日曜、祝日、および12月31日～1月3日は休業日となります。



居宅介護支援センター 芙蓉では

- 介護に関するさまざまなご相談に応じます。
- 居宅で自分らしく快適な生活を送れるよう支援いたします。
- ご利用者様、ご家族様の立場に立った、優しさのある支援を目指します。



居宅介護支援事業所のサービス内容

- 介護保険の申請代行
- 介護保険サービスの紹介、ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡、調整
- 福祉用具、住宅改修の相談
- 市町村の福祉サービスの紹介、申請代行
- 介護保険施設への入所相談



介護保険で利用できるサービス

訪問介護 (ヘルパー)	訪問看護
訪問入浴	訪問 リハビリテーション
通所介護 (デイサービス)	通所リハビリ (デイケア)
短期入所 (ショートステイ)	福祉用具の貸与
特定福祉用具販売	住宅改修

※他にも在宅・施設サービスがあります。



介護保険サービスを利用するまでの流れ

- 1 相談受付** 日常生活でお困りのことがありましたらご相談下さい。
- 2 申請** 市町村に申請します。
※申請の代行もいたします。
- 3 認定調査** どの程度介護が必要であるか、心身の状況について調査が行われます。
- 4 認定** 認定されると要介護度が決定します。

要支援1・要支援2 ▶ 予防給付
お住まいの地区の地域包括支援センターが担当となります。

要介護1～5 ▶ 介護給付
居宅介護支援事業所にご連絡下さい。

- 5 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成** サービス開始となります。

個人情報については細心の注意を払い取り扱うことをお約束いたします。

〒030-0121 青森市妙見3丁目11-14 TEL 017-738-7008 FAX 017-728-3452

<http://www.fuyoukai.or.jp/>